

一般財団法人 稚内市体育協会規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、一般財団法人稚内市体育協会(以下「協会」という。)の円滑な運営に関し、必要な事項を定める。

(項 目)

第2条 協会理事会は、次の各号に掲げる事項に関し、細則を定める。

- (1) 役員の業務分担に関すること・・・「役員業務分担規程細則」
- (2) 加盟団体に関すること・・・「加盟団体規程細則」
- (3) 評議員及び役員への報酬等の支給に関すること・・・「報酬等支給規程細則」
- (4) スポーツの普及に関すること・・・「普及委員会規程細則」
- (5) 競技者の育成強化に関すること・・・「競技力向上委員会規程細則」
- (6) スポーツ少年団の育成に関すること・・・「スポーツ少年団設置規程」
- (7) スポーツ功労者の表彰に関すること・・・「表彰規程細則」
- (8) 旅費の関すること・・・「旅費規程細則」
- (9) 慶弔及び疾病見舞いに関すること・・・「慶弔規程細則」
- (10) 協会事務局に関すること・・・「事務局規程細則」
 - イ. 事務及び会計の決済に関すること・・・「決済規程細則」
 - ロ. 協会の会計に関すること・・・「決済規程細則」
 - ハ. 職員の就業に関すること・・・「就業規程細則」
 - ニ. 職員の賃金に関すること・・・「決済規程細則」
 - ホ. 職員の育児・介護休業に関すること・・・「育児、介護休業規程細則」
 - ヘ. 職員の退職手当に関すること・・・「退職手当規程細則」

2 前項の規程に関わらず、(3)の「報酬等支給規程細則」を定める際は評議員会の決議を経なければならない。

3 普及並びに競技力向上及びスポーツ少年団の育成に関する事業の実施及び参加に伴う助成内規は別に定める。

(委 任)

第3条 この規程に定めのない事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。